

一般社団法人日本車いすカーリング協会 行動規範

一般社団法人日本車いすカーリング協会（以下「当協会」という。）の役員、正会員、特別会員、賛助会員、名誉会長、顧問、事務局員、委員会委員は、カーリング精神に基づき、良きスポーツマンシップ、思いやりある態度、そして誇り高い振る舞いが求められていることを常に意識し、以下の各事項を旨として行動します。

- 1 法令、当協会の定款及び諸規程を遵守することはもとより、社会のモラルや規律を守り、言葉づかい、態度等にも注意し、規律正しい行動を心がける。
- 2 社会生活又は競技活動上の地位や立場を利用もしくは指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別（人種・性別・信条・思想・宗教・身体上のハンディキャップ・学歴等一切の差別）を行わず、人権を尊重する。
- 3 日常の行動については責任ある行動をして、公私混同することや、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋強要等を行わない。
- 4 非合法的な賭博・賭け事等は決して行わない。
- 5 アンチ・ドーピングの理念必要性を十分理解し、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用したり、使用させることのないようにする。
- 6 当協会の事業で運営費・補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行わない。
- 7 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で金銭や物品の授受など一切の取引を行わない。
- 8 未成年者は飲酒、喫煙はしない。喫煙者は受動喫煙防止に努める。
- 9 ブログやソーシャルメディアについては、自身も発言が及ぼす影響の大きさを自覚して責任を持つ発信をする。

以 上